

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 18 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ キヨウシンシャコウギョウショ
 株式会社 共進社工業所

住所 東大阪市永和2-11-3

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ヤマウチ ジュンジ
 代表取締役 山内 順二

電話番号 06-6788-2223

FAX番号 06-6788-2224

メールアドレス info@kyoshinsha.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 18 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 共進社工業所
住 所 東大阪市永和2-11-3

代表者 氏名 代表取締役 山内 順二

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ キョウシンシャコウギョウショ 株式会社 共進社工業所		
住 所	東大阪市永和 2-11-3		
フリガナ 代表者の氏名	ダヒヨウトリシマリヤク ヤマチ ジュンジ 代表取締役 山内 順二		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
(1) 事業者の住所 (2)代表者の氏名 (4)事業所の所在地 役員の氏名	東大阪市西堤楠町 3-2-11 代表取締役 山内 昇平 東大阪市西堤楠町 3-2-11	東大阪市永和 2-11-3 代表取締役 山内 順二 東大阪市永和 2-11-3 代表取締役 山内順二 取締役 吉田理嘉子 監査役 山内陽子	— — —

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 7 月 18 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 共進社工業所

住 所 東大阪市永和2-11-3

代表者 氏名 代表取締役 山内 順二

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市永和二丁目11番3号
株式会社共進社工業所

会社法人等番号	1220-01-001971		
商 号	株式会社共進社工業所		
本 店	<u>大阪府東大阪市西堤楠町三丁目2番11号</u>	平成11年11月15日住居表示実施	
	<u>大阪府東大阪市永和二丁目11番3号</u>	令和5年 1月15日移転	令和5年 1月16日登記
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	<u>昭和50年2月26日</u>		
目的	1. 冷暖房及び給排水衛生設備工事一式の請負並びに設計施工 2. 管工事業・土木工事業・水道施設工事業・消防施設工事業の請負並びに設計施工 3. 電気工事業 4. とび・土工工事業 5. 建築一式工事業 6. 労働者派遣事業 7. 前各号に附帯関連する一切の業務 <u>平成30年 5月22日変更 平成30年 5月25日登記</u>		
発行可能株式総数	40万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株		
株券を発行する旨の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> <u>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</u>		
	<u>令和5年 1月15日廃止 令和5年 1月16日登記</u>		
資本金の額	金5000万円		

大阪府東大阪市永和二丁目11番3号
株式会社共進社工業所

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。	
	令和 5年 1月15日変更	令和 5年 1月16日登記
役員に関する事項	<p>取締役 山内昇平</p> <p>平成27年10月21日重任</p> <p>平成27年10月26日登記</p> <p>令和 5年 1月 2日死亡</p> <p>令和 5年 1月16日登記</p>	
	<p>取締役 山内順二</p> <p>平成27年10月21日重任</p> <p>平成27年10月26日登記</p>	
	<p>取締役 吉田理嘉子</p> <p>平成27年10月21日就任</p> <p>平成27年10月26日登記</p>	
	<p>大阪府東大阪市西堤楠町三丁目2番11号 代表取締役 山内昇平</p> <p>平成27年10月21日重任</p> <p>平成27年10月26日登記</p> <p>令和 5年 1月 2日死亡</p> <p>令和 5年 1月16日登記</p>	
	<p>大阪府東大阪市永和二丁目11番3号 代表取締役 山内順二</p> <p>令和 5年 1月15日就任</p> <p>令和 5年 1月16日登記</p>	
	<p>会計参与 久保西孝幸 ×</p> <p>(書類等備置場所) 大阪市西区立売堀五丁目4番1号六甲立売堀ビル8F</p> <p>令和 1年 8月29日就任</p> <p>令和 1年 9月 2日登記</p>	
	<p>監査役 山内陽子</p> <p>平成27年10月21日就任</p> <p>平成27年10月26日登記</p>	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年 5月14日登記
支店	1 大阪市東成区深江南二丁目5番35号	

大阪府東大阪市永和二丁目11番3号
株式会社共進社工業所

	6 神戸市中央区八雲通五丁目3番8号	平成28年 5月20日設置 平成28年 5月20日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	令和 5年 1月15日廃止	令和 5年 1月16日登記
会計参与設置会社 に関する事項	会計参与設置会社 令和 1年 8月29日設定	令和 1年 9月 2日登記
監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 3月 8日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 6年 7月16日

大阪法務局東大阪支局

登記官

森 口 謙 和



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社共進社工業所と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冷暖房及び給排水衛生設備工事一式の請負並びに設計施工
2. 管工事業・土木工事業・水道施設工事業・電気工事業の請負並びに設計施工
3. 電気工事業
4. とび・土工工事業
5. 建築一式工事業
6. 労働者派遣事業
7. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、監査役及び会計参与を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他的一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他的一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならぬ。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成

し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 会計参与

(会計参与の員数)

第28条 当会社の会計参与は、1名以上とする。

(会計参与の選任の方法)

第29条 当会社の会計参与の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計参与の任期)

第30条 会計参与の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した会計参与の補欠として、又は増員により選任された会計参与の任期は、前任者又は他の在任会計参与の任期の残存期間と同一とする。

(会計参与の報酬等)

第31条 会計参与の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

原本に相違なし

令和6年7月18日

東大阪市永和2丁目11番3号

株式会社 共進社工業所

代表取締役

山内順二



株式会社 共進社工業所

住 所	〒577-0809 大阪府東大阪市永和2-11-3		
T E L	06-6788-2223	F A X	06-6788-2224

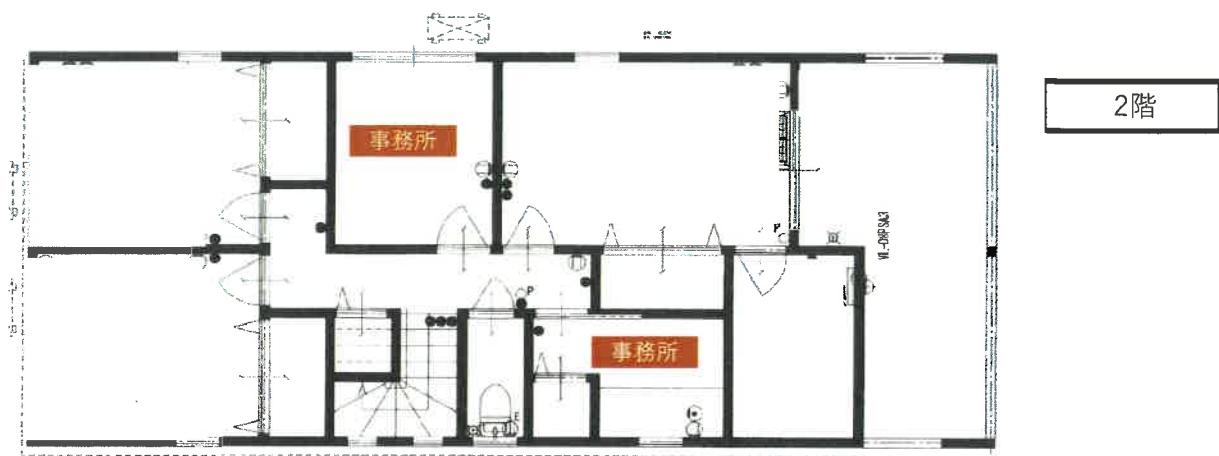


最寄り駅

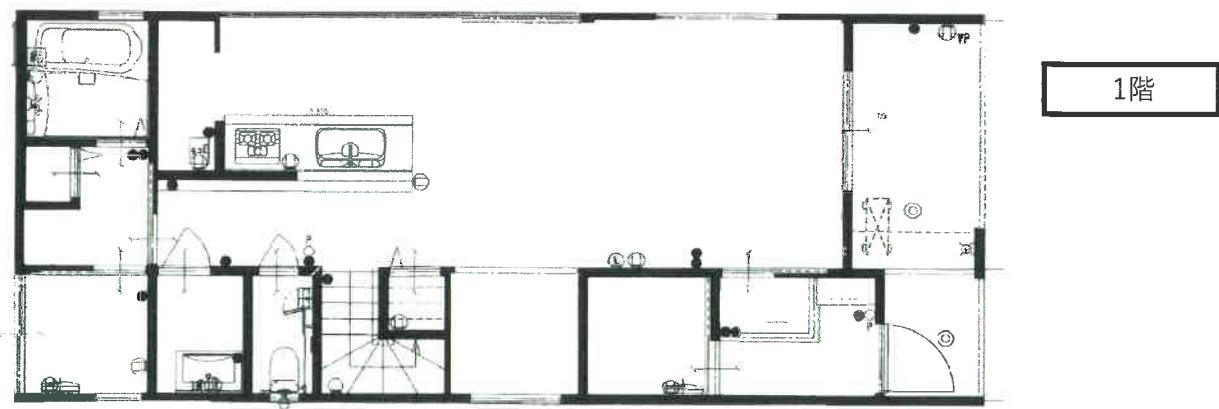
近鉄奈良線 河内永和駅・JRおおさか東線 JR河内永和駅 より徒歩6分

近鉄大阪線 俊徳道駅・JRおおさか東線 JR俊徳道駅より徒歩8分

備 考



2階



1階



